～特定技能外国人の受入機関の方々へ～
カンボジア国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ

カンボジア国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるためには、在留資格認定証明書交付手続、在留資格変更許可手続や査証発給手続等といった日本側の手続が必要となります。これに加え、カンボジア側でもカンボジア国籍の方の送出しに伴う一定の手続が必要とされていますので、この手続は日本側の手続ではありませんが、この点も含めて、以下に手続の概要を説明します。

●　カンボジアから新たに受け入れる場合

１　雇用契約の締結

受入機関は、カンボジア国籍の方をカンボジアから新たに特定技能外国人として受け入れるに当たって、カンボジアの制度上、カンボジア政府から認定を受けた現地の送出機関（以下「認定送出機関」という。）を通じて、人材の紹介や雇用契約の締結を求められるとのことです。

カンボジア政府から提供があった認定送出機関のリストは、以下の出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00118.html

２　登録証明書の発行申請【カンボジア側の手続】

カンボジアの制度上、特定技能外国人として来日を希望するカンボジア国籍の方は、認定送出機関を通じて、この方に対する登録証明書の発行をカンボジア労働職業訓練省（ＭｏＬＶＴ：Ministry of Labour and Vocational Training）に対して申請することが求められるとのことです。

ＭｏＬＶＴにおいては、申請を受け、特定技能外国人として来日予定のカンボジア国籍の方がカンボジアの国内規則に従って必要な手続を行ったことが確認された場合、カンボジア国籍の方に対して登録証明書が発行されるとのことです。なお、登録証明書の発行に要する期間は、２～３営業日とのことです。この登録証明書は、下記３の在留資格認定証明書交付申請において提出する必要がありますので、受入機関は、カンボジア国籍の方に対し登録証明書の送付を依頼してください。

ＭｏＬＶＴが登録証明書を発行する際の手数料はないとのことですが、認定送出機関がＭｏＬＶＴに対する登録証明書の発行手続に関する事務手数料の支払いを契約に基づき求めるとのことです。

（登録証明書のひな形は、こちらをクリックしてください。）

３　在留資格認定証明書の交付申請【日本側の手続】

受入機関は、地方出入国在留管理官署に対し、上記２で発行された登録証明書を添付の上、特定技能に係る在留資格認定証明書の交付申請を行ってください。受入機関は、在留資格認定証明書の交付を受けたら、雇用契約の相手方で、特定技能外国人として来日を希望するカンボジア国籍の方に送付してください。

４　査証発給申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方で、特定技能外国人として来日を希望するカンボジア国籍の方は、上記３で送付された在留資格認定証明書を在カンボジア日本国大使館に提示の上、特定技能に係る査証発給申請を行うことになります。

５　出国前オリエンテーションの受講【カンボジア側の手続】（参考）

特定技能外国人として雇用されるカンボジア国籍の方は、出国前オリエンテーションの受講が求められるとのことです。

６　特定技能外国人として入国・在留【日本側の手続】

上記の手続を行ったカンボジア国籍の方は、日本での上陸審査の結果、上陸条件に適合していると認められれば、上陸が許可され、「特定技能」の在留資格が付与されます。

●　日本に在留する方を受け入れる場合

１　雇用契約の締結

受入機関は、日本に在留するカンボジア国籍の方を特定技能外国人として受け入れたい場合、特定技能に係る雇用契約を締結します。日本に在留するカンボジア国籍の方と雇用契約を締結するに当たっては、必ずしも認定送出機関を通じて行う必要はなく、日本の受入機関がカンボジア国籍の方に対して直接採用活動を行うことが可能とのことです。

また、認定送出機関を通じて日本に在留するカンボジア国籍の方の紹介を受け、雇用契約を締結することも可能とのことです。

カンボジア政府から提供があった認定送出機関のリストは、以下の出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00118.html

２　登録証明書の発行申請【カンボジア側の手続】

カンボジアの制度上、特定技能外国人として就労を希望するカンボジア国籍の方は、日本に在留しており、日本の受入機関が直接採用活動を行った場合であったとしても、認定送出機関を通じて、この方に対する登録証明書の発行をＭｏＬＶＴに対して申請する必要があるとのことです。

３　在留資格変更許可申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方であるカンボジア国籍の方が特定技能外国人として就労するためには、この方が地方出入国在留管理官署に対し、上記２で発行された登録証明書を添付の上、「特定技能」への在留資格変更許可申請を行う必要があります。

在留資格の変更が許可されれば、手続は完了です。

○　カンボジア側の手続については、以下までお問い合わせ願います。

駐日カンボジア王国大使館

〔所在地〕東京都港区赤坂８－６－９　〔電話番号〕03-5412-8521、080-3459-7889

〔メールアドレス〕camemb.jpn@mfaic.gov.kh